

午後 1 時 15 分開議

○副議長（武田慎一君）休憩前に引き続き会議を開きます。

火爪弘子君。

〔21番火爪弘子君登壇〕

○21番（火爪弘子君）日本共産党の火爪弘子です。

まず、富山大空襲について伺います。

戦後76年の今年も、富山大空襲の犠牲者を追悼し、体験や記録を継承する取組が県内各地で取り組まれました。1945年8月2日未明の富山大空襲は、旧富山市街地の99.5%を焼失し、約3,000人の市民、県民が犠牲となる、地方都市では国内最大規模の空襲となりました。

2018年8月、来県した映画監督のオリバー・ストーン氏が、戦災都市であり平和都市である富山市の価値を強調、熱く語ったことが感動を広げました。

同じ8月1日から2日にかけて空襲を体験した新潟県長岡市は、戦後50年を経て戦災資料館を設置し、空襲体験者と市民ボランティアとの共同で会館運営委員会を組織し、各種事業に熱心に取り組んでいます。

この問題は富山市だけの問題ではありません。氷見市の島尾海岸には11人の遺体が流れ着きました。幼い姉と妹が寝巻き姿のまま、離れないように手を結んで遺体となって流れ着いたそうです。地元の方々の手で慰霊碑が建立され、今年も慰霊祭が行われました。

かつては、中田幸吉県知事と改井秀雄富山市長が共同で戦災復興記念像を建立し、中沖知事は戦後50年を前に県民に呼びかけて、富

山空襲を含む戦争体験の品や資料を収集し展示してきました。

戦後80年も目前です。知事が、富山市とその歴史を共有し、戦災資料館の建設や体験記録の収集と継承に市と共に取り組むことを要望し、新田知事の見解を伺います。

新型コロナ対策について伺います。

新型コロナ対策に対する国民の怒りと不信の中で、菅首相は退陣表明に追い込まれました。しかし、それは菅首相だけの責任ではありません。安倍、菅政権を支えてきた与党全体の責任が厳しく問われています。

8月2日、菅首相が突然、感染者の原則、自宅療養を打ち出したことも、今、全国で深刻な事態を招いています。政府は、今でもその方針を撤回しておりません。新田知事も、8月17日の記者会見では、原則入院の方針は変えないと言っておられたのに、数日であっさり撤回されました。その直後から、県内の自宅療養、入院調整中は一気に拡大し、8月25日には実に870人にまでなりました。昨日現在でも77人です。

宿泊療養入所者が僅かとなったにもかかわらず、どうしてこんなに自宅療養が多いのでしょうか。自宅療養の場合、家族や周辺に感染を広げる危険もあります。状態が急変する可能性もあります。患者と家族の不安は計り知れません。

20歳代の息子さんが感染したというお母さんは、不安で仕方がない、健康観察といっても音声電話だ、体調が悪くなっても電話はなかなかつながらないと訴えられました。

近県でも、福井県は、原則、自宅療養ゼロで頑張っています。臨時の医療施設を設置し、早く感染者を入院させることで早期退院が

可能になっている。重症化も防ぐことができ、7月以降は死亡者は一人も出していないということでした。

命を守ることこそ、政治の最優先課題です。富山県も、原則、自宅療養ゼロで頑張るべきではないでしょうか、知事に伺います。

市中の無症状感染者を積極的に発見して感染の根を絶つPCR等検査の実施も、極めて限定的なままと言わなくてはなりません。当初、政府は、検査を広く実施すれば感染者が増えて医療が逼迫するとか、一旦陰性になっても後で陽性になる場合があるから積極的になれないなどと、否定的でした。これが感染を広げる大きな要因になりました。

しかし、地方自治体の自主的取組が全国に広がり、政府も、昨年9月にそれを追認、今年3月からは国としても福祉施設での検査などを始めました。しかし日本の人口当たりの検査数は、いまだ世界143位です。新田知事も、昨年11月議会で津本議員の質問に、感染拡大防止の観点から、必要に応じて大規模な検査をちゅうちょなく実施すると答えられました。しかし実際にはそうになっておりません。

感染拡大が先行した石川県でさえ、まん延防止等重点措置の対象となつて、6月には6万人規模の検査費用9億3,300万円を確保し社会的検査に取り組み、実際にその中で感染者を発見、隔離しています。8月の検査数は約3万7,000件で、富山の約2倍です。

富山県の介護・福祉職場の検査は、対象を入所施設職員に限り、感染者も発見できない極めて中途半端なものとなりました。感染抑制のための社会的検査に今後どう取り組んでいくのか、知事に伺います。

次に、富山県成長戦略について伺います。

富山県成長戦略会議の中間報告は、全体としてトリクルダウンの立場を脱却できず、内容の面でも用語の面でも、投資家のビジネスプランという印象で、県民多数を置き去りにした感は拭えません。それでも随所に新鮮な指摘も盛り込まれ、大変興味深く読みました。

まずは、地域内投資、地域循環型経済の指摘です。まちづくり戦略の課題には、中心市街地の再開発において、行政主導の官民共同施設の過剰な大規模開発がテナント料のつり上げにつながり、地元テナントを押し出してしまう事態は避けなければならないとの指摘もありました。私が、中心市街地再開発に関して、この壇上から繰り返し主張してきたことそのものです。

問題は、今の新自由主義的な国の政治と補助金体系の中で、どう実現するかということです。K P I 指標をどう設定するのも難しいところです。

私は、これまで観光産業の域内調達率、食材や自然エネルギーによる地産地消、自治体の官公需における県内中小企業の発注率向上など、いろいろ提言してきました。金融機関の県内小規模事業者への貸出残高の向上なども考えられるでしょう。県と市町村が連携して、実際に成功事例をいかにつくって、いかに広げていくかが鍵だと思います。どう推進するのか、知事政策局長に伺います。

富山市蓮町に計画している創業支援施設と住宅については、予想以上に大がかりになるようです。成功を期待しています。地元からは、地域との友好的な関係と連携を期待する声が上がっています。指定管理者の選定に当たっては、条件の一つとするよう要望するものです。

また、隣接する馬場記念公園は、旧制富山高等学校の跡地として

歴史と文化を大切にし、野鳥の飛来地であり自然に恵まれた公園です。富岩運河と住友運河の合流部分には、富岩水上ラインの船着場建設の要望が地元から出され、また周辺には新幹線建設の残土置場や県管理の空き地が幾つも存在しています。富山市及び地元地域とも周辺の利活用と整備について総合的に検討されることを期待し、知事政策局長の見解を伺います。

また、成長戦略会議の中間報告が、特に若い女性たちの真の豊かさ、真の幸せを打ち出し、全国でも男尊女卑が強いと言われる県内の習慣を改めるべく社会全体が関わっていかねばならないと書いたことに、共感の拍手を送ります。

成長戦略会議特別委員の安宅和人氏は著書「シン・二ホン」の中で、ジェンダー平等こそ最初に手をつけるべきポテンシャルの一つと述べています。その点で、国政の焦点ともなっている選択的夫婦別姓制度の法制化は、本気でジェンダー平等を目指すかどうかの試金石です。

2018年の内閣府調査では、選択的夫婦別姓制度に賛成が42.5%、反対は29.3%です。特に30歳代の賛成が52.3%。そして学校総選挙プロジェクトという、全国の14歳から29歳の8,892人を対象にしたウェブサイトの調査では、86.5%が賛成と答えています。

この制度は、別姓を選択することを認めるだけであって、別姓を求めるものではありません。通称使用では、様々な不都合が付きまといまいます。選択的夫婦別姓制度の法制化を急ぐべきと考えますが、横田副知事の見解を伺います。

県内の女性たちの年間平均労働時間は全国第1位です。それなのに県内企業の管理職における女性の割合は、2015年調査で14.4%と

全国41位です。

県内企業に厚生労働省のえるぼし認定を積極的に働きかけるとともに、県内企業に管理職に占める女性比率の公表を積極的に働きかけるべきと考えます。どう取り組んでいくのか、副知事に伺います。

男女の賃金格差はどうでしょうか。2015年の調査結果で、県内の女性の平均賃金は、フルタイムだけの比較では男性の78.1%、非正規も含めた県内の数字は見当たりませんが、全国では2019年で54.8%です。管理職比率の拡大や出産、育児による離職防止とともに、正規雇用率の拡大や、女性の雇用が多い医療、介護、保育など、いわゆるケア労働の賃金底上げも課題です。福祉関連産業の成長産業化も、コロナを経験し、改めて求められているのではないのでしょうか、どう取り組んでいくのか、知事政策局長に伺います。

今回の中間報告や県中間とりまとめで残念なのは、県民の個人所得や賃金底上げの対策がないことです。全国消費実態調査によれば、県内の世帯主の勤め先収入は、2019年の全国家計構造調査で全国34位です。安宅和人氏は「シン・ニホン」の中で、日本の年間最低賃金が、購買力平価ベースで見ると韓国より低いことを挙げ、少なくとも3分の1近い才能と情熱が埋もれていると賃金底上げの重要性を述べています。

私は、2月議会で、日本のGDPがこの10年来停滞してきた最大の原因が、家計消費の落ち込みにあることを強調し、企業の経常利益が拡大しても県民の実質賃金が下がってきたことを具体的に示しました。知事も、いかに企業だけでなく、県民一人一人の所得を増やせるかが重要と答えられました。県の成長戦略でも、トリクルダウンではなくて、直接、県民の個人所得や家計消費を引き上げる対

策が求められているのではないのでしょうか、知事に伺います。

次に、県単独医療費助成制度について伺います。

ワンチームとやま連携推進本部会議で、子供の医療費助成対象の拡大について、市町村から検討促進を求める強い声が上がっています。鳥取県は、入院・通院とも県が18歳まで所得制限なしで無料化していますが、2019年の決算額は8.8億円です。一般会計規模は富山県の半分ほどですので、県の予算規模もおおよその予想はつくと思います。

県は、10月までに開催予定の次回ワーキンググループで、必要な予算額を示す予定ですが、せめて中学校卒業までの対象拡大を期待しております。来年度の市町村の予算編成までに間に合うような判断を求め、知事の見解を伺います。

同じくワーキンググループでは、65歳以上重中度障害者の医療費の支払い方法についても検討が進められています。我が党は、65歳まで窓口無料なのに、65歳になると、どうして窓口で医療費を払う償還払いに逆行するのかと改善を強く求めてきました。その点で改善の検討を歓迎しております。

ただし、改善策として、窓口無料制度と償還払い振込制度と2つの案があるようです。しかし償還払い振込制度では、体の不自由な高齢者に窓口で医療費の支払いを求めるという点では償還払い制度と変わりがありません。医療機関の事務も市町村の事務作業も煩雑です。銀行などの手数料もどうなるのでしょうか。慎重に見極めることが必要です。富山市が現在実施している窓口無料制度にするよう要望するものです。厚生部長に伺います。

最後に、環境保全対策について伺います。

8月22日に、富山県自然保護協会から知事宛てに、林道有峰線東岸地区の舗装、拡幅事業の中止を求める要望書が出され、これで要望書を提出した団体は4つになりました。

現在、昨年9月に設置された林道有峰線自然環境保全検討委員会で、ハクバサンショウウオへの影響回避策として、道路形状の見直しや産卵のための人工池の造成が事務局から提案され議論されています。専門家の意見はかなり厳しい印象です。11月予定の次回検討会では、道路形状見直し案と予算額が提案されると聞いています。

2月議会で私は、道路拡幅と舗装事業の凍結、中止も選択肢に加えて検討すべきだと述べました。今後どう取り組むのか、農林水産部長に伺います。

この区間の林道整備はそれほど必要なのでしょうか。市民団体からは、北陸電力の関係車両だけが通行する現状のままが森林環境にも最適だと提言をされています。そうであるならば舗装、拡幅は必要ありません。観光の面からも、さほど必要性はないとの指摘です。

2020年度山のみち地域づくり交付金事前評価実施地区一覧によれば、有峰林道整備事業の費用対効果は、完成間近の小見線と今回の東岸線合わせて1.58とされています。2つの区間合わせて建設費が約67億円、経済効果が約107億円です。

しかし、小見線だけでそれなりの経済効果は認められ、2区間を別々に計算する必要があるのではないかというのが市民団体からの指摘です。東岸地区整備の必要性、経済効果についてもきちんとした議論が必要だと思います。部長の見解を伺います。

最後に、プラスチック削減計画について伺います。

この間、プラスチックによる地球環境への深刻なダメージが次々

と明らかにされ、県内の市民団体でも取組が広がっています。

今年2月、環境関連団体で構成する減プラスチック社会を実現するネットワークが、2030年までの自然環境へのプラスチック排出ゼロなど、期限を区切ったプラスチック実質ゼロの基本法案を提案しています。

県は、今年度から5年間の第4期富山県廃棄物処理計画を策定し、取組方針を示していますが、プラスチックごみの現状と削減計画を、さらに具体的に示し、県民に削減の緊急性をアピールする必要があると感じています。

コロナ禍で、使い捨てプラスチックの使用も増えています。どう取り組んでいくのか、生活環境文化部長に伺います。

実は私も、海岸漂着物における農業用肥料のカプセルについて質問を準備しておりました。しかし先日、副知事から大変丁寧な答弁がありましたので、質問は繰り返しません。

しかし、何よりも農業研究所などによる代替製品の開発を強くここで要望しておきます。現状では、こうした海岸に漂着したプラスチックは焼却するしかありません。産業廃棄物の中の廃プラも一部が熱回収されています。分別されないプラが生活ごみに混じって焼却処分されています。しかし、こうした熱処理ではCO₂を排出し、2050年ゼロカーボンに逆行するでしょう。

こうした立場を十分踏まえて、大量生産、大量消費、大量廃棄からの転換に取り組むべきと考えます。生活環境文化部長に伺って、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○副議長（武田慎一君）新田知事。

〔知事新田八朗君登壇〕

○知事（新田八朗君）火爪弘子議員の御質問にお答えをします。

まず、富山大空襲についての御質問でした。富山の空襲では、市街地の100%に近いエリアが廃墟と化しまして、その日に流れ着いた幼い命を含めて2,747名の命が失われました。毎年8月15日に戦没者追悼式がありますが、本年は私が知事として初めて出席しまして、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りしてまいりました。

県では、こうした戦争の悲惨さを伝えていくために、戦後50年であった平成7年から多くの県民の方より寄贈いただいた、戦時下の暮らしや富山大空襲に関する資料などを展示する「戦時下の暮らし展」を実施してまいりました。所蔵品は既に990点となっておりますが、現在も引き続き寄贈をお受けしております。

また、戦争体験者による語り部派遣事業、ボランティアによる戦争体験手記の朗読会なども実施しています。平成27年度には、戦争体験談を記録したDVDを作成し、県下の全小中学校あるいは図書館に配付をするなど、体験を語り伝える事業に積極的に取り組んでおります。

空襲の対象となった富山市でも、令和元年度から市のホームページで、大空襲に関する資料のデジタルアーカイブに取り組んでおられ、本県もこれに協力しております。

戦争の悲惨さや空襲を受けた記憶を風化させず、平和の尊さを次世代に語り継いでいくことが、我々世代の重要な使命と考えております。今後も、体験や記憶を継承する事業にしっかりと取り組んでまいります。

次は、自宅療養についての御質問にお答えします。

今般、第5波では、若い世代で軽症の感染者が急増する中で、救急やがん治療など通常の医療提供体制を維持するために、医師の判断の下、病院への入院は重症化リスクの高い方を優先し、それ以外の方は、御本人や同居の家族の状況などを個別に判断した上で、宿泊療養施設または御自宅で療養していただくこととしたところです。

御自宅で療養いただく方については、パルスオキシメーターの貸出し、また厚生センター等による定期的な健康観察などを行うとともに、症状が悪化し入院が必要となった場合には、速やかに入院できるような体制を整えております。

一方で、独り暮らしの方や同居人と部屋が分けられない方などは、自宅療養ではなく、できる限り宿泊療養施設で療養をいただくこととしておりまして、体制の強化のために、先月27日には新たに施設を1棟開設するとともに、3棟目の開設に必要な経費を今議会に9月補正予算案として計上しているところです。

引き続き、今後の感染の再拡大にも備えなければなりません。県民の皆さんに安心して療養いただける環境の整備強化に努めてまいりたいと考えております。

次は、福祉事業所におけるPCR検査についての御質問にお答えをします。

本県では、これまで感染者が発生した場合には、感染源や感染経路に関する調査を丁寧に行い、濃厚接触者に限らず幅広くPCR検査を実施してきました。高齢者施設で感染が判明したときには、施設内の一斉PCR検査も実施してきた実績もあります。

今年の6月には、障害者入所施設などにおいてクラスターが相次いで発生したことから、県内の障害者入所施設や高齢者施設など

262施設の職員1万1,259名を対象に一斉PCR検査を実施し、全員が陰性という結果を得ています。

無症状者を対象とする大規模検査、これも一つのやり方とは思いますが、国においては、緊急事態宣言地域の感染リスクの高い事業所などにおいてモニタリング検査として行い、感染拡大の予兆探知に用いることとされており、国における結果の検証を見守りたいと考えております。

なお、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することで感染拡大を防止する観点から、抗原簡易キットを、高齢者・障害者施設、また保育所等の児童福祉施設及び県立学校にも配付しているところです。

今後とも、感染拡大防止の観点から、検査の必要な方が遅滞なく検査を受けることができるよう適切に対応してまいります。

次に、成長戦略における県民所得等の対策についてお答えをいたします。

私は、事業者の収益の改善が雇用者の収入の増加につながることで、内需をしっかりと温め、内需の拡大をし、それがまた事業者の収益につながり、さらに地域における好循環が創出されていくこと、こういうことが大切だと認識をしております。

そのためには、いかに雇用を生み出せるか、また企業だけではなく、県民お一人お一人の所得が増やせるかが重要であり、幅広い県民の皆様に経済成長の実感が行き届くような取組が必要と考えています。

先般発表した成長戦略の中間とりまとめでは、富山県の真の幸せ（ウェルビーイング）の向上を戦略の柱の一つとしておりますが、

域外への商圈の拡大や、域外からの消費を呼び込むことなど、自立した経済圏を確立するとともに、様々な困難を抱えている県民の方々を公助、共助によりしっかりと支えていく、県民お一人お一人の個性に合った生活の質を重視する社会をつくることが、本県の目指すべき姿の一つではないかと考えています。

今後、成長戦略の実現に向けて、6つの戦略の柱ごとにワーキンググループを設置し、各分野の専門家の方々にも御参加をいただき、具体的な施策を検討することにしています。

ウェルビーイングの実現は、県民一人一人の幸福感を高め、県民の皆さんのやる気や意欲につながり、その結果がさらに経済社会の活力を高めていくと考えており、このような経済成長と個人の所得の向上なども含めたウェルビーイングの好循環を生み出すことができるように、検討をさらに進めてまいりたいと考えております。

私からは最後になりますが、県単独医療費助成についての御質問にお答えをします。

子供医療費助成については、複数の市町村からの提案をいただきました。現在、「ワンチームとやま」連携推進本部会議の分科会において、制度の在り方について議論をしているところです。具体的には、子供医療費の全県域での現物給付化、2つ目に県制度の助成対象年齢の拡充などについて検討をしています。

分科会においては、子育て家庭の利便性向上の観点から、まずは県全域での現物給付化から検討を始め、現在、実施に向けて県や市町村で関係機関への説明、調整を進めています。

次に、子供医療費については、これまで県は、基盤的な制度を維持し、やはり住民に一番近い市町村が、それぞれの実情に応じて判

断をされ、所得制限の廃止や対象年齢の拡大など上乘せの助成を、それぞれの地域の実情に基づいて、また首長さんの判断で、そして議会の御判断で、上乘せの助成を実施されてきたと理解しています。

しかし、県としましては、医療費助成、これももちろん大切なことだとは承知しておりますが、新生児のための集中治療室（NICU）、母体胎児のための集中治療室（MFICU）など、投資が大変にかかる小児・周産期医療を充実させることにも努力をしてまいりました。

また、不妊症・不育症治療費の助成、子育て応援券など、様々な子育て支援、少子化対策に積極的に取り組んでおります。子育て応援券も利用率はどんどん上がっておりまして、9割方が使われているというふうなデータがございます。

県と市町村がそれぞれの特性に応じた役割分担をしながら、県民への子育て施策をトータルとして充実させていくことが重要だと考えております。

子供医療費助成の充実については、こうした役割分担の検討や県財政に与える影響、先ほど鳥取県の例をお聞きしました、これも参考にさせていただきますが、県財政に与える影響も十分踏まえて検討する必要があります。

このため、市町村との協議の場を、現行の課長さんのクラスから、新たに県の部長クラスと市町村の副市町村長さんレベルに格上げをし、制度の在り方について、よりスピード感を上げて協議していくことを、先日、県市長会、そして町村会の役員の皆様と合意をしたところでございます。

私から以上です。

○副議長（武田慎一君）横田副知事。

〔副知事横田美香君登壇〕

○副知事（横田美香君）私からは、まず選択的夫婦別姓制度についての御質問にお答えいたします。

選択的夫婦別姓につきましては、平成8年に国の法制審議会において、その導入についての民法改正の答申がなされましたけれども、国民各層の意見がまとまらず、現在まで法案の国会提出には至っていません。

昨年12月に改定された国の男女共同参画基本計画においては、夫婦の氏の在り方について、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、さらなる検討を進めるとされるともに、改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、旧姓の通称使用の拡大に取り組むとされています。

また、去る6月には最高裁大法廷におきまして、夫婦は同じ姓を称することとしている民法の規定については、憲法に違反するものではないとする一方で、選択的夫婦別姓を含む制度の在り方については国会で論ぜられ判断されるべきもので、国会での国民の様々な意見や社会の状況の変化などを十分に踏まえた真摯な議論を期待するとの意見が付されました。

本件は、家族の在り方や個人の生き方と関係する重要な問題であります。国において、国民の幅広い理解の下に検討を進めていくべきと考えております。

県では、成長戦略の中間とりまとめにおきまして、6つの柱の一つとして、多様な人材が生き生きと暮らせる環境をつくる真の幸せ（ウエルビーイング）戦略を掲げるとともに、女性活躍推進戦略の

策定を進めています。

当県において、女性が職場や家庭で自分らしく生き、真の幸せを感じられる社会の実現に向けてできることを、様々な方々の意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、管理職における女性の登用拡大についての御質問にお答えいたします。

女性の管理職登用拡大をはじめ、女性が個性と能力を十分発揮して活躍できる環境を整備していくことは、企業の生産性向上などの業績向上につながるものでありまして、また県民の真の幸せ（ウェルビーイング）を実現し、本県の持続的な発展にとって大変重要なことだと考えております。

御指摘のとおり、女性の管理職登用を進めるために、えるぼし認定を活用していくということが重要です。厚生労働省のえるぼし認定は、女性の活躍推進に関する取組が優良な事業主を認定するものでございまして、管理職の女性比率がその産業の平均以上、男女の採用における競争倍率が同程度など5つの評価項目があり、達成内容に応じて3段階で認定されるものになっています。令和3年6月末現在で、全国で1,384社、富山県内では15社が認定されています。

県では、これを進めていく方法としまして、えるぼし認定の前提となります女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を定めていくことを進めようとしておりまして、研修会の開催や社会保険労務士などの派遣支援というものをやっております。

この行動計画ですけれども、常用雇用者301人以上の事業主は義務化されております。101人以上300人以下については来年4月から義務化される、100人以下の事業主につきましては努力義務という

ことになっております。現状では、県内の企業では、101人から300人の間の企業につきましては32%、30人以上100人以下については約5%ということになっておりまして、これも進めていかなければいけないのではないかとこのように感じております。

この行動計画につきましては、女性の管理職比率をはじめとしまして、数値目標を定めて策定することになっておりまして、公表も義務づけられております。したがって、この策定を県としては促進していこうと考えております。

また、えるぼし認定は、県の現状からすると、まだハードルが高い面がございます。このため今月立ち上げた女性活躍推進戦略会議で、中小企業が取り組みやすい県版のえるぼし制度の創設など、企業の取組を進める戦略を今年度中に策定すべく議論しているところでございます。

今後、経済団体や企業にも働きかけまして、女性活躍のための環境整備を着実に進めてまいります。

○副議長（武田慎一君）三牧知事政策局長。

〔知事政策局長三牧純一郎君登壇〕

○知事政策局長（三牧純一郎君）私からは、まず地域内投資等についての御質問にお答えさせていただきます。

地域内投資、そして地域循環型経済とは、地域内で資源や資金を活用、投資して地域内で循環を促し、地域で雇用を守り、地域の人々が安全で豊かな生活を実現するという自立した経済圏を形成し、持続可能な地域社会の実現を目指すものと理解しております。

議員からも御指摘ありましたけれども、富山県成長戦略会議の中間報告ではこうした考え方が盛り込まれており、この中間報告を最

大限尊重した県の中間とりまとめにおいても、成長戦略の方針や方向性の一つとして、域外資本の誘致や国の補助に頼り過ぎず、県内で資材を調達し、稼いだ利益を県内再投資する地元企業の育成を支援するなど、外貨の稼げる自立した経済圏を目指すこととしております。

私自身、七、八年前になりますが、中小企業庁にいたときに、まさにこうした地域の経済循環をどのように促進していくかと、政策を検討したんですけれども、なかなかやっぱり国が全国画一的にやるのが非常に難しい分野でして、結果的には自治体を巻き込んだ地域資源の活用であったり、もしくは地域のニーズに合った創業支援、そうした政策を進めていくという結論になりました。その意味でも、議員の御指摘のとおり、県が市町村と連携して進めていく、そうした政策分野であると理解しております。

県では、これまでも域内調達率を上げる旬の地魚や地酒を組み込んだ着地型ツアーの造成や、県産の農水産品や加工品、伝統工芸の技を生かしたお土産開発への支援、県産食材の優先的購入の促進や、学校給食における県産食材の利用促進、そしてエネルギー分野でも、水素利活用の普及に向けた県内サプライチェーンの構築や県内未利用木材を活用したバイオマス発電に支援するなど、こうした自立的経済圏形成につながる取組を進めてきております。コロナ禍で始まりましたマイクロツーリズムとかも、こうした地域循環に資する施策ではないかと考えております。

今後、成長戦略の6つの柱ごとにワーキンググループを設置し、具体的な施策の検討を進めることとしておりまして、こうした過去の取組も参考にしつつ、自立した経済圏の形成にも資する施策を検

討し、市町村ともしっかり連携して進めていきたいと考えております。

次に、創業支援センター等の周辺整備についての御質問にお答えさせていただきます。

現在、富山市蓮町地域で整備を進めております創業支援センター及び創業・移住促進住宅は、富山地方鉄道富山港線の駅に近く、周辺には富岩運河や富山市の馬場記念公園、県営住宅などの公共施設がありまして、また現在、県土木部において周辺の県道の拡幅や運河の遊歩道整備なども行われております。

センター及び住宅は、再三、御答弁させていただいておりますけれども、職住一体の施設でございまして、多くの起業家や移住者を呼び込み、地域を共に活性化していく施設としていくということは非常に重要であると考えております。その意味でも周辺環境を整備していくことは非常に重要だと考えております。

施設の整備に当たりましては、富山市や県の関係部局と適宜しっかりと連携、調整するとともに、地元の方々には事前に説明会を開催させていただいております。施設の中に整備しますチャレンジショップを、地元の要望に合ったカフェを想定して整備を進めるなど、御意見を反映してきたところでございます。引き続き富山市はじめ関係者としてしっかりと連携してまいりたいと考えております。

また、施設の実際の運営に当たりましても、例えば住宅の入居者と地域住民が交流するイベントを開催するなど、地域と良好な関係をつくり地域の活性化にもつなげていくよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますし、今議会で条例をお認めいただいた上で実施する指定管理者の選定の際にも、そうした観点をしっか

りと盛り込みたいと考えております。

私からは、最後に男女別賃金格差についての御質問にお答えさせていただきます。

男女間の賃金格差をもたらす要因といたしましては、男女の平均勤続年数や正社員比率、そして管理職比率の差異が考えられ、その背景には、企業や家庭における性別による固定的な役割分担意識や、長時間労働前提の働き方などの課題があると考えております。

そのため、県では、男性の家事・育児参画を促進するキャンペーンなどを通じ、企業や家庭における意識改革に取り組むとともに、先般、成立、公布されました改正育児・介護休業法を周知し、いわゆる男性版産休を含めた育休取得を促進しております。また女性特有の健康課題をテクノロジーで解決に導くフェムテックの活用も進め、健康面での支援も行いたいと考えております。

あわせて、女性が活躍できる分野を拡大していくということも非常に重要であると考えております。女性比率が高い医療、介護、保育などのケア産業や福祉分野は、人材不足は非常に深刻ではございますが、今後のニーズが高まる分野であり、処遇改善に引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

また、企業内の管理職比率の問題でございますけれども、煌めく女性リーダー塾など女性のキャリアアップをしっかりと支援するほか、女性活躍の意義を県内企業に周知するフォーラムを昨今開催したところであり、9月補正予算でも、女性活躍に向けた先進的な取組を行う企業を支援し、そうした好事例を積極的に県内企業にPRして横展開を図ることとしております。

女性の活躍が進み、女性の正社員比率や管理職比率が高い企業は

ど、利益率が高まり採用も円滑に進み、経営が安定している傾向にございます。そのため、今後とも労働局や関係機関と連携して、男女間の格差の解消と女性活躍の推進、それをしっかりと企業の成長につなげるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○副議長（武田慎一君） 木内厚生部長。

〔厚生部長木内哲平君登壇〕

○厚生部長（木内哲平君） 私からは、65歳以上の重中度障害者の医療費の支給方法についての御質問にお答えをいたします。

現在、65歳以上の重中度障害者の医療費支給方法ですけれども、富山市が現物給付方式、南砺市が本年4月から自動償還払い方式に移行しまして、残る13市町村では償還払い方式となっております。この支給方法について、5月12日以来、市町村担当者を含めて「ワンチームとやま」連携推進本部会議の分科会を立ち上げまして、これまで2回にわたり協議を行ってまいりました。

この中では、現物給付方式には、受給者の利便性の向上ないし支給市町村の事務負担の軽減というメリットがある一方で、受給者のコスト意識の低下から市町村財政負担の増加につながるといった御意見もありました。

現に、富山市と南砺市が、それぞれ別々の方式になっている、南砺市については移行したばかりということがございまして、この分科会の方針として、直ちに支給方法の統一化は難しいものの、全国調査結果や受給者の利便性向上の観点から、償還払いから脱却し現物給付または自動償還払いへの移行に向けて検討するということとなりました。先月末に開催した「ワンチームとやま」連携推進本部

会議に、その旨を報告しております。

そういうことから、今後、まずは償還払いからの脱却というこの方針について、実際の移行に向けた課題等を引き続き分科会で協議してまいります。

以上です。

○副議長（武田慎一君）堀口農林水産部長。

〔農林水産部長堀口 正君登壇〕

○農林水産部長（堀口 正君）まず、林道有峰線東岸区間の整備についての御質問にお答えします。

林道有峰線東岸区間の整備につきましては、NPO法人富山県自然保護協会など4団体から、ハクバサンショウウオの保護や工事の中止、見直しなどの要望を受けております。要望には、いずれも、県指定希少野生動植物のハクバサンショウウオの生息地である有峰地域の自然環境を守りたいとの思いが込められておりまして、県といたしましても、事業を進めるに当たっては、生息環境の保全が重要であると考えております。

このため、現在も工事着手を見合わせ、動植物の生態調査を継続して実施しているほか、昨年設置した生物学の専門家や有識者から成る自然環境保全検討委員会において、保全対策や生息環境への影響を回避、軽減する方法などについて議論いただいております。

今年7月には、検討委員会による現地調査も行い、計画林道とハクバサンショウウオの産卵場所との位置関係などについて確認をいただきました。年内には、これまで委員から出された御意見なども含め、産卵場所等を回避した林道の概略設計などについて、さらに議論をいただくこととしております。

林道工事の可否につきましては、この検討委員会の議論等を踏まえ、今後、幅広い分野の専門家や有識者の御意見等もいただきながら、改めて総合的に判断する必要があると考えております。判断をどのようなプロセスで行うか、検討会の設置なども含めまして、しかるべき時期に検討していきたいと思っております。

引き続き、希少野生動植物の保全に十分配慮し、県民の理解を得ながら進めてまいります。

次に、林道有峰線東岸区間の費用対効果等についての御質問にお答えします。

林道有峰線は、平成20年度から県が、国の大規模林道事業を継承し整備を進めてきております。このうち東岸区間については、未舗装で見通しも悪く、森林整備を適切に行うためにも拡幅等の改良工事を行うこととするが、現在、安全面から一般車両の通行を禁止している状況を鑑みて、地形の変状を極力抑えるため、トンネルの廃止や幅員の7メートルから5メートルへの縮小などを検討し、事業着手前の令和元年度に、事業計画の見直しを行って林野庁に提出をいたしております。

費用対効果につきましても、この見直しに合わせ改めて算出しており、林野庁の指導の下、林野公共事業の事業評価実施要領等に基づき、小見区間と併せた林道有峰線全体で、木材生産等便益、森林整備経費縮減等便益など8つの便益を計上して行っております。

市民団体の東岸区間のみの費用対効果を算出すべきとの御意見につきましては、林道という性格上、全体路線から1区間を切り取って費用対効果を算出するのは適切ではないと考えております。

一方で、複数の団体から工事の中止等の要望をいただいているこ

とについては、真摯に受け止めております。現在、先ほども申し上げました自然環境保全検討委員会で議論いただいているところであり、引き続き検討してまいります。

○副議長（武田慎一君）出来田生活環境文化部長。

〔生活環境文化部長出来田 肇君登壇〕

○生活環境文化部長（出来田 肇君）私のほうからは、まずプラスチックごみの排出削減についての御質問にお答えいたします。

廃棄物処理法に基づく県の廃棄物処理計画では、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量や循環利用率等の現状と今後5か年の目標を示しており、その内容につきましては、県のホームページや各種環境関連イベント等において、県民に周知しているところでございます。

県では、プラスチックごみの削減につきまして、これまで県民の御協力の下、とやまエコ・ストア制度でのレジ袋削減や、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の推進などに積極的に取り組んできたところであります。

一方で、海岸漂着物においてプラスチックごみの占める割合が高いことや、容器包装プラスチックの分別収集量が、近年、横ばいで推移していることなどから、引き続き削減対策を推進していく必要があると考えております。

こうした中、本年6月には、プラスチックごみの排出抑制、再資源化などを内容とするプラスチック資源循環促進法が公布されたところであり、来年4月の施行に向け、現在、法に定める基本方針の中で、使い捨てされているワンウェイプラスチックの排出抑制率などについても検討がされているところでございます。

今後、プラスチックごみの削減の推進に当たりましては、県民へ

の意識啓発が大変重要であると考えておりまして、今後の国の動向等も踏まえながら、具体的で県民により分かりやすい形での意識啓発に努め、消費行動や使い捨てライフスタイルの見直しなどにつながるよう取り組んでまいります。

次に、プラスチックごみの焼却処理等に係る御質問にお答えいたします。

プラスチックごみにつきましては、海洋ごみや気候変動などの課題から、排出の抑制や資源循環の取組を進めることが重要であると考えております。

県内のプラスチックごみは、容器包装リサイクル法に基づきリサイクルされているものがある一方、リサイクルされずに焼却されているものも多く、プラスチックごみの削減は、議員御指摘のとおり、CO₂の排出削減の観点からも喫緊の課題だと考えております。

こうしたことから、県では、レジ袋の削減のほか、食品トレーの削減、転換の推進、リサイクル製品の認定、みんなできれいにせんまいけ大作戦など清掃活動の呼びかけなどにより、プラスチックの排出抑制や県民の意識啓発に取り組んできたところであります。

さらに、今回の9月補正予算案におきましては、県内で発生するプラスチックごみを活用した再商品化や、プラスチックの代替素材の活用による商品化の可能性等について調査検討する、プラスチック資源利用可能性調査事業に係る経費を計上させていただいているところであります。

先ほども申し上げましたが、今年6月に、製造、消費、廃棄のあらゆる段階で資源循環の取組を促進するプラスチック資源循環促進法が公布されたところでありまして、今後、この法の趣旨に基づき、

あらゆる主体においてプラスチックの資源循環の取組が進むよう、市町村と連携して、県民、事業者への周知啓発等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（武田慎一君）火爪弘子君。

〔21番火爪弘子君登壇〕

○21番（火爪弘子君）まず3問、再質問させていただきます。

まず知事をお願いします。

私は、新型コロナウイルスの陽性患者さん、原則、自宅療養ゼロで富山県も頑張っしてほしいと申し上げました。8月25日、870人の入院調整中の在宅療養者を生んできたことに対する痛みを、知事はどう考えておられるのかと思います。

具体的に申し上げました29歳の息子さんが、感染をして、そして、見たお母さんの言葉ですね。例えば870人、今日現在でも100人近くおられるわけです。私は、一人一人、そういう人たちが、どういう不安とどういう痛みを感じているのかということに、やっぱり心を傾けていただきたいと思います。何で、毎日の健康観察が音声電話なんですか。具合はどうですか、何ともない人は1番を押してください、何かある人は2番を押してください、これで健康観察なのかと。私は、本当に胸が痛みます。

無症状だったけれども息が苦しくなってくる。この息子さんは7日目に発熱をされました。お母さんが、症状が心配だということで電話をする。電話がつながらないんですよ。870人のお一人お一人の実態に心を寄せようという気持ちを、ぜひ知事には答弁で示していただきましたかったです。

福井県は在宅療養ゼロで頑張っているということも紹介をしました。そこから学ぶことや心が動いたことはなかったのでしょうか。ぜひお答えいただきたいと思います。

2つ目、厚生部長に、簡単にです。

いつまでに65歳以上の高齢障害者の支払い方法について結論を出すのかであります。

議論を聞いていますと、市町村や銀行の事務負担は生じないとか。それから65歳以上の高齢障害者が、65歳までは窓口で医療費を払わなくてよかったんですよ。本人も払わなくてよかった。介護施設の人が本人の代わりに医療費を支払う、こういうこともやらなくてよかったんです。65歳まで払わなくてよかったのに、何で65歳になったら逆に払わなければいけないのか。償還払振込方式というのは、そういう点で同じです。富山市は、どんなになっても窓口無料で頑張るって言っているようではありますが、ぜひ窓口無料制度にしてください。ここで、そうしますとは言えないと思います。いつまでに結論を出すのか、お答えいただきたいと思います。

最後は、農林水産部長にお願いをいたします。

林道有峰線の東岸地区であります。2月議会で、今の委員会は凍結、中止を判断できる委員会ではないという答弁がありました。ですので私は、凍結、中止も選択肢にできる場をつくっていただきたいという質問をいたしました。これについてタイムテーブルも含めて、大変曖昧な答弁だったのが大変不満であります。

そして、そこでは費用対効果を、計算でそろばんはじいて出すのは適切でないのかもしれませんが、本当にこの区間の林道が森林整備にとって必要なのか、観光に必要なのかも含めて議論をしていた

だきたいという質問をしました。

3つの再質問、どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（武田慎一君）新田知事。

〔知事新田八朗君登壇〕

○知事（新田八朗君）ありがとうございます。

まず、今回、7月の中旬から第5波と言われておりますが、本当に急速に感染者数が増大をしてきたということ。このデルタ株の感染力の強さということは、海外からニュースは入ってきておりましたが、本当に私たちの想定を超えた早さ、強さ、ウイルス量の多さだったということでございます。それに伴いまして県内でも、御存じのような数の急拡大が起きたということ。もちろんコロナ患者の皆さんも、入院で対処することができれば、これがやっぱり一番いいことだと理解をしておりますが、急増の結果、それがかなわない状況になったということです。

というのは、やはりコロナの患者さんも大切でございますが、一般の医療の患者さんも、もちろん大切。だけど病床数、それからスタッフという意味でリソースも限られている。その中で、言わば苦渋の決断ということで、宿泊療養施設、それから自宅療養ということもお願いをせざるを得ない状況になったということは、御理解をいただければというふうに思います。

ただ、自宅療養をお願いする場合は、ドクターがしっかりと判断をしております。御家庭の状況あるいは家の物理的な構造などなどから、自宅療養が難しいと判断したら、その方は、宿泊医療施設にお願いをしているわけです。あくまで重症化のリスクが少ないという方々です。

もちろん、重症の方、中等症の方などは病院に入っていただくわけですが、ドクターの判断において、自宅療養も可能であろうという方については、そのようなこともお願いをしていることでもあります。やみくもに、ただ増えたから自宅で何とか待ってください、そんなことは一切していないということは御理解いただきたいと思えます。

音声でお答えしているということも、多分あまりの急増の結果だというふうに思えます。それは大変申し訳なく思いますが、再度確認をさせていただきたいと思えます。

それから、逆に御自宅からかける電話がつながりにくかったという事例があったという火爪先生の御指摘です。これについても至急実態を確認しまして、しかるべきスタッフの拡充あるいは電話回線の拡充などの手を打たなければならないと今の御質問を聞いて……。いずれにしても、まずは実態をしっかりと把握させていただきたいと思えます。

また、常々自宅でも、宿泊療養施設でも、また病院でも、どこで療養いただくにしろ、不安のない環境づくりということは、これまでも心がけてきたところがございます。その一環としまして、オンライン診療というものも今、医師会にはお願いをしていることがございます。そのようなソフトもできてきておりますので、このようなことも併用しながら、自宅で療養される方の不安も少しでも解消できるようにできないかと、そのようにいろいろなことを考えながらやっているということを、ぜひ御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○副議長（武田慎一君）木内厚生部長。

〔厚生部長木内哲平君登壇〕

○厚生部長（木内哲平君）65歳以上の重中度障害者の医療費の支給方法の移行についての御質問にお答えをいたします。

今ほど御説明しましたとおり、償還払いからまずは脱却をする、そして現物給付または自動償還払いへの移行に向けて検討するという方針とされまして、分科会で引き続き課題等について協議をすることとしております。

これにつきましては、各市町村におきまして方針を決め、そしてシステムの改修、条例、要綱等の改正、それに伴う予算措置等が必要となります。これらについて、移行可能な自治体から順次移行に着手することとしておりまして、早くとも来年度以降を見込んでいくということでございます。

各市町村の移行につきまして、課題等の共有など分科会で行いまして、市町村の移行について県としても支援をしてまいりたいと考えております。

○副議長（武田慎一君）堀口農林水産部長。

〔農林水産部長堀口 正君登壇〕

○農林水産部長（堀口 正君）林道有峰線東岸区間の整備について再質問をいただきました。

中止も含めた検討会設置ということで御質問いただいておりますけれども、現在、昨年から設置いたしました生物学の専門家や有識者から成る自然環境保全検討委員会のほうで、どういった整備の中で自然環境を守れるのかというような観点で、いろいろ議論をいただいている最中でございます。林道の工事を進めるのか、あるいは自然環境保全の観点から、一部計画の見直しをするのか、あるいは、

現状を考えると、一旦休止せざるを得ないのか、その辺りにつきま
しては、検討委員会での議論なども踏まえて、改めて幅広い分野の
専門家や有識者の御意見等もいただく必要があると考えております。

現在、検討委員会での議論を進めている最中でございますので、
その後、様々な観点からのアプローチ、検討が必要になるかと思ひ
ますので、その際にしっかり検討していきたいと思っております。

○副議長（武田慎一君）火爪弘子君。

〔21番火爪弘子君登壇〕

○21番（火爪弘子君）答弁ありがとうございます。厚生部長の答弁
では、今年中には結論を出さないという趣旨の答弁だったと思いま
す、県としては。引き続き、よく議論を、私たちも交えてできるよ
うにしていきたいと思ひます。

林道有峰線については、11月に今の委員会を終了すると、当初の
予定だったんですけど、今後、総合的に検討するというところで、凍
結、中止も選択肢になり得るといふ答弁だと受け止めました。

再々質問は、知事にさせていただきます。

いろいろ実態を調べてみたいと言っていたので、それをお
願いしたいと思うんですけど、私はあえて福井県の事例を紹介いた
しました。自宅療養ゼロで頑張っていると、なぜかと。TBS系の
8月25日の報道ですけど、初期の段階で患者をあげてしまうと、基
本的に入院して1週間で返せるように頑張ると、重症化を防ぐこと
ができる。早く完治させることができる。

やっぱり、その日々の健康観察をドクターがするというのが基本
だと。知事は、その在宅にするかホテルにするか、ドクターが判断
をするっておっしゃいました。でもね、急変するんです。毎日ドク

ターが、やっぱり目の前で見るとというのが基本です。そういう体制にする、だから、井加田さんの質問にもありましたけど、臨時の医療施設が必要なんじゃないですか。ホテルに毎日、お医者さんを少なくとも1人いていただいて、または別の機関でつくったほうが良いんじゃないですかという提案を、私たちはずっとしてきました。

福井県では、協力体制をつくっています。国公立の病院から公立や民間の基幹病院、さらに民間病院、開業医と順番が決まっていて、1,115人のお医者さんが対象となってローテーションを組んでいるということです。

医師会さんの御理解も当然大事だと思うんですが、問題は県が、どういう判断をして、どういう協力を求めるかだと思うんです。通常医療を守るということは大事です。だから440人とか、そういうものに全部、入院させるべきではないかと私たちは言っていない。

通常を守るために、ホテルの体制を厚くしよう、そこに医療施設を重視しよう、それで無理なら臨時の医療施設をつくろう。そうやって、在宅療養ゼロで頑張ってもらいたいと申し上げてきたんです。

この今議会で、いろいろ自民党の議員さんからも質問がありました。在宅だと感染を広げる危険もあると。やっぱり人ですから、コンビニに行く、ちょっと御飯を食べに行く、そういう事例もあるんだという報告もありました。それをね、法律で禁止するということはできないんです。

やっぱり、安心のためにホテルに入っていていただく、毎日見る。法定伝染病ですよ、これ。870人マックスのときはできなかったかもしれない。でも、そのピークを越えたらできるんじゃないでしょうか。

改めて、知事に、命を守るということについての決意をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（武田慎一君）新田知事。

〔知事新田八朗君登壇〕

○知事（新田八朗君）再々質問をいただきました。

ありがとうございます。もちろん、知事として最も大切な仕事は、県民の皆さんの命と財産を守ること、これは、火爪先生御指摘のとおり、私も肝に銘じているつもりでございます。その中で、できる限りの努力は今もしてきているということでございます。

自宅療養について、もう少し申し上げますと、必ずしも感染が分かった人が入っているだけではなくて、病院で病状が落ち着いて、言わばピークを過ぎて、下り方向と言っておりますが、下り方向の方も自宅をお願いするケースはあります。

それから、事態の急変というもの、これは、もちろん急変ですから起こり得ることもあるのかもしれませんが、そこら辺までもしっかりと見極めて、そういうリスクのない方を自宅をお願いする。当初の段階で、それはやっぱりドクターの判断でやっているということでございます。それで万が一ということについても、即応できるような体制をとっているということでもあります。

それから、宿泊療養施設も、なかなか病院並みというわけにはいきませんが、今様々な面で拡充をしております。スタッフだけでなく薬品のことや、あるいはその他設備のことなどでも拡充をしているところでございます。

ともあれ、病院の病床を急に増やすわけにはいかないということ、一方で、一般の医療も守らなければならないということ、このよう

な与件の中で、出来る限りのことをやっているということ。もう一つ、臨時の医療施設、いわゆる野戦病院などという言い方をされますが、これについても今、検討はしているところであります。

そのように、自宅での療養、それから宿泊療養施設での療養、それから既存の病院、また、さらに臨時の医療施設の検討、このような今いろんなことを考えながら……。今のところ第5波は、足元では落ち着きつつあるとは理解をしておりますが、決して油断してはいけません。また、これから冬に向けて年末年始の人の移動も大きくなる。第6波というものも起きるという想定で、今いろんなことを考えて、県民の皆様の命を守る、これをしっかりと守っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○副議長（武田慎一君）以上で火爪弘子君の質問は終了しました。

暫時休憩いたします。休憩時間は10分間といたします。

午後2時32分休憩
